

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第24号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

京都市安井児童館の移転に伴い、条例上の位置を変更するとともに、学童クラブ事業に関する利用料金の額に係る規定を整備する必要があるため、京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、学童クラブ事業に関する利用料金の額に係る規定の整備については、公布の日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号列記以外の部分中「おいて」の右に「、第6条の許可を受けた者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して」を加える。

別表第1京都市安井児童館の項中「京都市右京区太秦安井奥畑町22番地の18」を「京都市右京区太秦安井柳通町9番地の4」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)